

# **47 災害時等における無人航空機による支援活動に関する協定**

鶴岡市（以下「甲」という。）と山形ドローン協会協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鶴岡市内において自然災害や大規模事故等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による支援の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援要請の内容）

第2条 支援要請の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集及び支援可能な活動（以下「支援活動」という。）を行うこととする。

（支援の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し支援要請をするものとし、乙は、支援が可能な範囲で支援要請に応じるものとする。

2 甲の前項の支援要請は、支援要請書（別記様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、支援要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、支援の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（支援活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、支援活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて支援する乙の構成員に対し、支援の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の支援活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第17条に規定する「著作権」をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作権法第17条第1項に規定する「著作権者人格権」をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 支援要請に要した経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第9条 支援要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

（1）乙の構成員が支援活動中に死亡もしくは負傷し、又は支援活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が支援活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

（2）乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

（3）乙は、支援活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

（4）乙の保有する無人航空機が支援活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。

（5）甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

（平常時の準備）

第10条 乙が支援活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、災害応援に関する調査票（別記様式第2号）を毎年度初めおよび変更がある場合に甲へ提出すること。

（2）乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

（3）災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

（訓練の参加）

第11条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の

文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月30日

甲 鶴 岡 市 長

乙 山形ドローン協会協同組合 代表理事